

## 「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）案」の概要

## 参考資料 3

## 背景

- 自転車は、日常生活において、通学や通勤、サイクリング等で利用される便利で身近な移動手段で、幼児から高齢者まで幅広く利用されています。
- 一方、自転車利用者のマナー違反等による事故も発生しており、大阪府内では、平成 27 年中の自転車関連事故の死者数は 50 人に達し、平成 26 年に比べて 16 人の大幅増となりました。（特に、高齢者の被害が多く、平成 27 年の死者に占める高齢者の割合は約 5 割で、その死因は頭部傷害が約 8 割。65 歳以上の方の致死率は 64 歳未満の方の約 4 倍に達する。）
- また、自転車が加害者となる交通事故によって、死亡や重篤な後遺傷害が生じ、高額な賠償請求事例も発生しています。しかし、平成 27 年 1 月に大阪府が実施したアンケートでは、自転車損害賠償保険等への加入は 95%の方が必要性を認識されているものの、その加入率は約 40%に留まっていることが分かりました。
- さらに、平成 27 年 6 月には、改正道路交通法が施行され、信号無視等を繰り返した悪質な自転車運転者に講習が義務付けられましたが、全国では大阪府で初めて実施されています。
- このような問題は、大阪府域全体の共通課題となっていることを踏まえ、各主体の役割の明確化、交通安全教育の実施、自転車利用における安全確保、自転車損害賠償保険等の加入など、自転車の安全で適正な利用を大阪府、府民、関係者が一丸となって促進するため、本条例を制定します。
- なお、施行日は、自転車賠償保険等の加入に関する規定については平成 28 年 7 月 1 日、その他の規定については平成 28 年 4 月 1 日を予定しています。（平成 28 年 2 月議会に条例案を提案予定）

## 目的

- 府、事業者、交通安全団体及び府民が協働して自転車に係る交通安全を確保し、かつ、自転車を適正に利用することを促進するために必要な事項を定める。
- 自転車の交通に係る事故の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。

## 1. 各主体の役割

- 【府の責務】
  - 府は、事業者、交通安全団体、府民、国、市町村と連携協力し、自転車の安全適正利用の促進に関する施策を実施する。
  - 府は、自転車の安全適正利用のための道路交通環境の整備に努める。
  - 府は、事業者、交通安全団体、府民の自転車の安全適正利用に関する活動を支援する。
- 【事業者の役割】
  - 事業者は、自転車の安全適正利用に関する理解を深め、事業活動を通じた自転車の安全適正利用のための活動を自主的かつ積極的に行うよう努める。
  - 事業者は、自転車の安全適正利用の促進に関する府の施策に協力するよう努める。
- 【交通安全団体の役割】
  - 交通安全団体は、自転車の安全適正利用のための活動を推進するよう努める。
  - 交通安全団体は、自転車の安全適正利用の促進に関する府の施策に協力するよう努める。
- 【府民の役割】
  - 府民は、自転車の安全適正利用に関する理解を深め、家庭、地域で自転車の安全適正利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努める。
  - 府民は、自転車の安全適正利用の促進に関する府の施策に協力するよう努める。
- 【自転車小売業者・自転車貸付業者の情報の提供】
  - 自転車小売業者、自転車貸付業者は、自転車の購入者や借受者に対し、乗車用ヘルメットの着用等の自転車の安全適正利用に必要な情報の提供を行うよう努める。
- 【自動車等の運転者の遵守事項】
  - 自動車、原動機付自転車の運転者は、自転車に十分注意して運転するよう努める。

## 2. 交通安全教育

- 【学校長による指導】
  - 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の長は、児童、生徒に対し、自転車の安全適正利用に関する必要な指導を実施するよう努める。
  - 府は、学校の長に対し、自転車の安全適正利用に関する指導について、助言等を行うよう努める。
- 【保護者等による教育等】
  - 保護者は、自転車の安全適正利用に関する講習を受講し、その監護する未成年者に対し、自転車の安全適正利用に関する必要な教育を行うよう努める。
  - 事業者は、その従業者に対し、自転車の安全適正利用に関する必要な指導を行うよう努める。

## 3. 自転車利用における安全確保

- 【自転車の点検及び整備】
  - 自転車利用者、自転車貸付業者、事業活動で自転車を利用させる者は、利用する自転車の必要な点検、整備を行うよう努める。
  - 保護者は、監護する未成年者が利用する自転車の必要な点検、整備を行うよう努める。
- 【反射器材・ヘルメットの着用等】
  - 自転車利用者、自転車貸付業者、事業活動で自転車を利用させる者は、夜間に自転車を利用する場合、自転車の側面に反射器材を備えるよう努める。
  - 高齢者は、自転車を利用する場合は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努める。

## 4. 自転車損害賠償保険等の加入

- 【自転車損害賠償保険等の加入等】
  - 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない（義務化）。
  - 保護者は、監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない（義務化）。
  - 事業者は、事業活動で従業者に自転車を利用させるときは、自転車損害賠償保険等の加入に努める。
  - 府、交通安全団体等は、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努める。
- 【自転車損害賠償保険等の加入の確認等】
  - 自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入等の有無を確認するよう努める。
  - 自転車小売業者は、自転車損害賠償保険等の加入が確認できない場合は、自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努める。
  - 自転車貸付業者は、自転車の借受者に対し、自転車損害賠償保険等を付帯した自転車を貸し付けるよう努める。